

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号、
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2020 年 8 月 1 日

エムスリー株式会社
アイチケット株式会社

2020年8月1日

株式交換に係る事後開示書類

東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号
エムスリー株式会社
代表取締役 谷村 格

東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号
アイチケット株式会社
代表取締役社長 吉井 浩一

エムスリー株式会社（以下「エムスリー」といいます。）及びアイチケット株式会社（以下「アイチケット」といいます。）は、2020 年 5 月 27 日付で締結した株式交換契約に基づき、2020 年 8 月 1 日を効力発生日として、エムスリーを株式交換完全親会社、アイチケットを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関して、会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2020 年 8 月 1 日

2. アイチケットにおける会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 差止請求（会社法第 784 条の 2）に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定により本株式交換の差止請求を行ったアイチケットの株主はおりませんでした。

(2) 株式買取請求（会社法第 785 条）の手続の経過

アイチケットは、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2020 年 6 月 10 日付で、アイチケットの株主に対して、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社となるエムスリーの商号及び住所を通知いたしましたが、同条第 1 項の規定により株式の買取請求を行ったアイチケットの株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）の手続の経過

アイチケットにおいて会社法第 787 条の定めに該当する新株予約権者はおらず、該当

事項はありません。

(4) 債権者の異議（会社法第 789 条）の手續の経過

会社法第 789 条第 1 項の規定により本株式交換に異議を述べることができるアイチケットの債権者はおらず、同条に定める債権者保護手續は不要であるため、該当事項はありません。

3. エムスリーにおける会社法第796条の2の規定による請求に係る手續の経過並びに同法第797条及び第799条の規定による手續の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 差止請求（会社法第 796 条の 2）に係る手續の経過

エムスリーは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行ったため、該当事項はありません。

(2) 株式買取請求（会社法第 797 条）の手續の経過

エムスリーは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2020 年 6 月 25 日から 2020 年 7 月 9 日までの間、エムスリーの株主に対して、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社となるアイチケットの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。

なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換であるため、エムスリーの株主による株式の買取請求はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）の手續の経過

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換に異議を述べることができるエムスリーの債権者はおらず、同条に定める債権者保護手續は不要であるため、該当事項はありません。

4. 本株式交換によりエムスリーに移転したアイチケットの株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換によりエムスリーに移転したアイチケットの株式の数は、普通株式 [27,150]株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) 簡易株式交換手續の利用

エムスリーは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会による承認を受けずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したエムスリーの株主の有する議決権の数は[2,541]個であり、会社法第 796 条第 3 項および会社法施行規則第 197 条に定める株式の数には達しませんでした。

また、3.(2)で前述したように、エムスリーの株主による株式の買取請求はありません。

(2) エムスリーの資本金及び準備金

本株式交換により増加したエムスリーの資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりです。

① 資本金の額：0 円

② 資本準備金の額：会社計算規則第 39 条の規定に従い、エムスリーが別途定める額

③ 利益準備金の額：0 円

(3) 本株式交換に際して交付された株式数及びその割当て

本株式交換により、アイチケットの株主（ただし、エムスリーを除く。）に対し、エムスリーの普通株式[20,269]株が割当交付されました。

以上